

事 務 連 絡
平成20年11月14日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産青とうがらし、赤とうがらし及びエゴマ)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府において残留農薬に再発防止対策が講じられたことから、同事務連絡の別添1の2を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。